

<p style="text-align: center;">邑楽町教育委員会会議録</p>	
開会年月日時刻	令和8年3月26日(木)午前10時30分
閉会年月日時刻	令和8年3月26日(木)午前11時45分
開会の場所	邑楽町役場2階201会議室
議案事項	<p>議案第5号 令和8年度邑楽町教育行政方針について</p> <p>議案第6号 邑楽町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第7号 邑楽町立図書館配本サービス実施要綱について</p> <p>議案第8号 邑楽町誌編さん委員会規則について</p> <p>議案第9号 邑楽町誌編さん専門委員会規則について</p> <p>議案第10号 邑楽町誌刊行委員会設置要綱について</p> <p>議案第11号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第12号 邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則を廃止する規則について</p> <p>議案第13号 邑楽町学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱を廃止する要綱について</p> <p>議案第14号 邑楽町小中学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第15号 邑楽町教育情報セキュリティポリシーの改訂について</p> <p>議案第16号 邑楽町小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第17号 令和7年度末事務局等職員人事について</p>
その他	<p>(1) 町誌編さん委員会・町誌編さん専門委員会・町誌刊行委員会の委員構成について</p> <p>(2) 令和7年度末教職員、事務局等職員人事について</p> <p>(3) 令和7年度高校受験結果について</p> <p>(4) 令和8年4月行事予定について</p> <p>(5) 長期欠席者等の状況について</p> <p>(6) 次回教育委員会について</p> <p>(7) その他</p>

出席者	教 育 長 委 員 委 員 委 員 委 員	小林 淳一 岡田 真幸 谷津 洋子 中村 郷志 橋本 明香
説明員	学校教育課長 生涯学習課長 教育委員会書記 教育委員会書記	川島 隆史 藤田 和良 森本 賢太郎 小宮 雅貴

議事録

議長(小林教育長)

ただ今より、3月定例教育委員会を開会いたします。
 まずはじめに前回の議事録について、中村委員、橋本委員にご署名お願いしたいと思います。

次に、今回の議事録署名人を決定いたします。岡田委員、谷津委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、教育長事務報告をいたします。

2月25日(水)の午前中は生涯学習課の会計年度職員の面接を行いました。午後は一般質問検討会でした。26日(木)の午後には、学校教育課の会計年度職員の面接がありました。27日(金)の午後は「第1回まちづくり夢フォーラム」でした。町内の中学2年生が一同に会して総合的な学習の時間の探究の成果を一生懸命発表してくれました。夜には第3回社会教育委員会会議がありました。28日(土)の午前中は町民体育館とスポレク広場にて町スポーツ少年団の交流会が開催されました。

3月2日(月)は課長会議でした。その後、管内小中学校長会議がありました。私からの挨拶では、教職員のサービスや若手教員への指導のあり方について話をしました。3日(火)から3月定例議会が始まりました。4日(水)は一般質問の1日目でした。5日(木)は一般質問の2日目でした。この日の夜は長柄公民館で地域・保護者向けのコミュニティスクール説明会を実施しました。8日(日)は鶉農村広場にて第25回たてしん杯争奪少年野球6年生大会が開催されました。来賓として挨拶をしました。近隣だけでなく、前橋や伊勢崎、片品・沼田からも参加していました。11日(水)は本会議でした。12日は定例会最終日でした。本会議の後、全員協議会がありました。13日(金)は邑楽中学校の卒業式に行きました。15日(日)の高島公民館まつりでは、高島こども八木節や作品展示等を見ました。16日(月)の朝は課長会議がありました。午後は臨時校長会議を開催し、教職員の人事の内示を行いました。17日(火)の夜は中央公民館にて第2回公民館運営審議会がありました。18日(水)は第2回図書館協議会でした。19日(木)の夜は第2回鶉古城まつり実行委員会がありました。21日(土)はおうらこども園の卒園式に出席しました。30名の卒園児が堂々と証書を受け取っていました。22日(日)は第47回町長杯争奪近県柔道大会でした。栃木県や埼玉県からも、子どもたちが参加していました。午後は邑の森ホールにて林家つる子独演会がありました。24日(火)中野東小学校の卒業式に出席しました。25日(水)は、第2回文化財保護調査委員会でした。そして、26

<p>学校教育課長(川島)</p>	<p>日(木)本日は、第2回総合教育会議・教育委員会議となっております。以上です。</p> <p>ご質問ありますか。</p> <p>特にないようですので、議事に入りたいと思います。</p> <p>まずお諮りします。議案第17号 令和7年度末事務局等職員人事について並びに6その他の(1)町誌編さん委員会・町誌編さん専門委員会・町誌刊行委員会の委員構成について及び(2)令和7年度末教職員、事務局等職員人事については人事案件のため、(3)令和7年度高校受験結果について及び(5)長期欠席者等の状況については個人情報案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは、これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは議案第5号 令和8年度邑楽町教育行政方針について、川島学校教育課長・藤田生涯学習課長から説明をお願いします。</p> <p>会議要項の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号を読み上げさせていただきます。</p> <p>令和8年度邑楽町教育行政方針について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。</p> <p>令和8年度の邑楽町教育行政方針案は、別冊となっております。こちら教育行政方針につきましては、期間を設定し委員の皆さまにご確認いただきました。ありがとうございました。目標3の学校・家庭・地域の連携のところの11ページ上から2つ目のポツの「生涯学習課と連携した学校部活動の地域展開・・・」の地域展開が以前は地域連携になっておりましたので、地域展開に修正してございます。もう一つは13ページの真ん中にある、目標5「地域に根を生やした、たくましい青少年の育成」の一番下の◎中学校部活動の地域展開に向けた学校教育課との連携の真ん中の地域展開のところ、以前は地域移行になっていたため、地域展開に修正してございます。この2つの文言を修正してございます。内容的には変更はご</p>
-------------------	--

	<p>ございません。</p> <p>学校教育課としましては、9ページの(4)学校給食の充実につきましては、令和8年度から学校給食費が無償化になりますが、引き続き、地産地消の推進や食に関する指導を充実させていければと考えています。また10ページの目標2にあります、ICT教育の充実・推進や目標3の学校・家庭・地域の連携に関して、学校運営協議会の円滑な発足に向けた取り組みの推進、コミュニティ・スクールの立ち上げを長柄小と邑楽南中で行いますので、この辺りが変わったところ、力を入れていきたいところになるかと思えます。学校教育課からは以上でございます。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>生涯学習課は11ページ、「目標4 町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり」から14ページ、「目標7 町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進」までになります。</p> <p>令和5年度に課全体で大幅な見直しを行い、方針全体をスリム化いたしました。また、8年度は第7次総合計画(基本構想・前期基本計画)の初年度にあたりますので、それに合わせた内容となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。</p> <p>次に議案第6号 邑楽町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。</p> <p>図書館で行っている配本サービスについて、来年度より訪問による配本と郵送とを選択できるように変更を予定しています。また、インターネットによる申込みも可能とするべく準備をしています。</p> <p>変更にあたり、配本サービスについて規定されている邑楽町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の第20条の改正が必要になります。現在の規定では既に実際の運用と違っている点、申込方法や貸出冊数・</p>

	<p>貸出期間などがありました。</p> <p>そこで配本サービスの詳細については、新たに邑楽町立図書館配本サービス実施要綱を制定し、邑楽町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の第20条では「配送等により個人へ貸出しを行うことができる」という条文のみにするかたちを取りました。</p> <p>規則の改正にあたって、他の部分についても見直しを行いました。</p> <p>第6条の事務分掌については、図書館資料に関する項目をまとめ、現状に合わせるかたちで改正を行います。第14条・第15条・第19条の貸出しの対象者及び手続きでは様式の名称及び様式を整理しました。</p> <p>第16条の第2項の予約に関する条文は、一部の資料で予約を制限していることから、「館長が認めた資料」という言葉を付け加えました。</p> <p>第22条の施設及び設備の利用の申込み及び承認では、展示ケースとビデオ編集機材の設備のみで、展示室などの施設がありませんでしたので、付け加え、ビデオ編集機材は既にもありませんので削りました。</p> <p>第26条の寄贈及び寄託については、資料の寄贈のみに変更しました。寄贈は図書館に資料を贈ることですが、寄託は寄託契約に基づいて一定期間図書館が資料を保管し利用に供することになり、資料は原則として返却します。</p> <p>寄託は現状として受け入れるのは難しいことから、寄贈のみとしました。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。</p> <p>次に議案第7号 邑楽町立図書館配本サービス実施要綱について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>邑楽町立図書館配本サービス実施要綱では、第2条の対象者で規則で定めていた「身体障害者手帳の1級から4級の者」と「館長が配本サービスの必要性を認めた者」のほか、介護保険法により要介護2以上の認定を受けているという項目を加えました。</p> <p>第3条で利用申請及び変更の方法を規定し、様式による申請のほか、電子</p>

	<p>申請も可能としています。</p> <p>第4条の貸出方法で「自宅への配送または郵送により受け取るものとする」と2つの方法から選択ができるようにしています。</p> <p>第5条の貸出数及び貸出期間は施行規則第16条の規定によるものとし、図書館で貸し出しをする場合と同じとしました。</p> <p>郵送による返却の場合、郵送料は図書館が負担することを第5条で定めています。この改正案を教育委員会へ提出し、認められれば改正となります。</p> <p>4月から図書館のホームページで周知を行い、利用申請を受け付けたいと思います。</p>
議長(小林教育長)	ご質問ありますでしょうか。
中村委員	図書館配本サービスは業者さんにやってもらいますか。
生涯学習課長(藤田)	職員がやります。
中村委員	介護者に対してもお手元に渡せるような感じですか。
生涯学習課長(藤田)	そうですね。郵送料等は図書館が負担します。
岡田委員	住民票は邑楽町で、太田市に居住している場合は配本サービスを利用できますか。
生涯学習課長(藤田)	大丈夫だと思いますが、確認します。 ※確認した結果、邑楽町内の住所に限って配本できるとのこと。町外は不可。
議長(小林教育長)	他にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。
	[異議なし]
	異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。 次に議案第8号 邑楽町誌編さん委員会規則について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。

<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>資料の17、18ページをご覧ください。</p> <p>議案第8号 邑楽町誌編さん委員会規則(案)について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく、提出いたします。令和8年3月26日提出。</p> <p>邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。</p> <p>昨年11月26日の教育委員会のその他のところで、町誌編さん事業についてお話しをさせていただきましたが、3月議会において令和8年度から本格的に開始する町誌編さん事業において、生涯学習課所管の邑楽町誌編さん委員会及び邑楽町誌編さん専門委員会の設置に伴い、附属機関の設置等に関する条例に各委員会の所掌事務及び定数等を追加するための条例改正が必要になったことから邑楽町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。</p> <p>議案第8号の邑楽町誌編さん委員会は、教育委員会の諮問に応じ、町誌編さんの基本計画に関することなどについて審議し教育委員会に答申をする組織となります。</p> <p>よろしく願います。</p>
<p>議長(小林教育長)</p> <p>岡田委員</p>	<p>ご質問はありますか。</p> <p>執筆の方ではないんですね。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>そうですね。この後出てきますが、各種団体長からなる、各会の代表者を集めて、町誌増補版の編さん事業の大枠をこちらが提示して、相談をしたりする組織になります。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>先ほどの課長の説明で、諮問に応じて基本計画を出すとはありましたが、諮問についてはこの後の教育委員会のどこかで出すことになりますか。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>そうですね。諮問があれば編さん委員会が答える形になります。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>他にありますか。この後も引き続き似たような委員会が出てきますので、その都度質問をして頂ければと思います。この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p>
	<p>[異議なし]</p>

	<p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。 次に議案第9号 邑楽町誌編さん専門委員会規則について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>資料の19から21ページをご覧ください。 議案第9号 邑楽町誌編さん専門委員会規則(案)について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく、提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。 資料は20ページ以降になります。議案第9号の邑楽町誌編さん専門委員会は、分野ごとに研究者等による専門部会を組織し、調査研究及び執筆にあたります。これから生物、川、池、木々、鳥等、色々な分野での調査にあたるということで、その方たちが主軸になることは間違いないと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>ご質問ありますでしょうか。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>調査はもう進めているんですね。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>まだ実際の調査はしていませんが、打ち合わせはしています。ただ、8年度からでないと、報酬は払えないので、下準備で色々調整しています。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>何人を予定していますか。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>7名を予定しています。その他の項で委員の名簿をお示ししたいと思います。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>他にありますか。この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。 次に議案第10号 邑楽町誌刊行委員会設置要綱について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。</p> <p>資料の22から24ページをご覧ください。</p>

長(藤田)	<p>議案第10号 邑楽町誌刊行委員会設置要綱(案)について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく、提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。</p> <p>議案第10号の邑楽町誌刊行委員会は、役場各課の課長・局長等で組織し、町誌刊行の基本的事項の検討、行政内部の調整等にあたります。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>ご質問ありますでしょうか。</p>
議長(小林教育長)	<p>特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。</p> <p>次に議案第11号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長(川島)	<p>会議要項の25ページをご覧ください。</p> <p>議案第11号を読み上げさせていただきます。</p> <p>邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。</p> <p>27ページの新旧対照表で説明いたします。今回の改正につきましては、令和8年4月から実施する、学校給食費の無償化に伴い、改正が必要になる箇所になります。基本的には町内の小中学校に通い給食の提供を受けている児童生徒の学校給食費は無償になりますが、町内に住所があり町外の幼稚園に通っている園児の保護者及び職員については、引き続き学校給食費を支払うこととなりますので、それを踏まえての文言の整理等の改正になっております。第4条の給食費の徴収及び納入、第5条の給食費の日割計算、第6条の給食費の返戻についてが、その該当箇所となっております。施行は令和8年4月1日からとなります。説明は以上となりますが、よろしく願います。</p>
議長(小林教	<p>ご質問ありますでしょうか。</p>

育長) 岡田委員	保護者から支払われる分がなくなりますが、どのくらいの予算がかかりますか。
学校教育課長(川島) 議長(小林教育長)	<p>正確には言えませんが、全部合わせると5千万円以上になると思います。</p> <p>他にありますか、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。次に議案第12号 邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則を廃止する規則について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長(川島)	<p>会議要項の28ページをご覧ください。</p> <p>議案第12号を読み上げさせていただきます。</p> <p>邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則を廃止する規則について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。29ページをご覧ください。これまでは、減免の規定となっていたものが、この4月からは無償化になるにあたり、規則自体の効力がなくなるため、廃止をさせていただきますたく提案するものでございます。施行日は令和8年4月1日からとなります。よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議長(小林教育長)	<p>ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。次に議案第13号 邑楽町学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱を廃止する要綱について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課	会議要項の30ページをご覧ください。

長(川島)	<p>議案第13号を読み上げさせていただきます。邑楽町学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱を廃止する要綱について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。31ページをご覧ください。邑楽町学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱は廃止する。と記載があるように、こちら学校給食費の無償化に伴い、毎月の口座振替による徴収事務・収納事務はなくなるため、廃止をさせていただきたく提案するものでございます。こちら施行日は令和8年4月1日からとなります。よろしく願いたします。以上でございます。</p>
議長(小林教育長)	<p>ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。次に議案第14号 邑楽町小中学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長(川島)	<p>会議要項の32ページをご覧ください。</p> <p>議案第14号を読み上げさせていただきます。邑楽町小中学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。33ページをご覧ください。改正案の2つ四角で囲ってあるところですが、上の四角の6学校給食費の箇所が、今回の学校給食費の無償化に伴い、学校給食費の保護者負担がなくなり、小中学校就学援助費の助成の対象、費目からは除外となるため、この部分は削除となり、その下の四角のオンライン学習通信費が一つ上に繰り上がり6になっております。以上のとおり改正をさせていただきたく提案するものでございます。こちら施行日は令和8年4月1日からとなります。よろしく願いたします。以上でございます。</p>
議長(小林教育長)	<p>ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろ</p>

<p>学校教育課長(川島)</p>	<p>しいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。次に議案第15号 邑楽町教育情報セキュリティポリシーの改訂について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p> <p>会議要項の37ページをご覧ください。</p> <p>議案第15号を読み上げさせていただきます。邑楽町教育情報セキュリティポリシーの改訂について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和8年3月26日提出。邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。別紙(別冊) 邑楽町教育情報セキュリティーポリシーをご覧ください。</p> <p>邑楽町における教育情報セキュリティポリシーの改訂について、ご説明をいたします。まず、本町ではこれまでも情報セキュリティポリシーを策定し、運用してまいりました。しかしながら、今回改訂を行う理由は、教育を取り巻く環境が大きく変化したことにあります。</p> <p>具体的には、一人一台端末の整備やクラウドサービスの活用が進み、これまでのように「学校の中で管理する」ことを前提とした運用から、インターネットを通じて外部のサービスを活用する運用へと大きく転換している点にあります。このため、従来のポリシーでは、クラウドの利用や校外での業務、端末の持ち出しといった新しい使い方に十分対応できていない状況がございました。</p> <p>また、学校ごとに運用の違いがあり、情報の管理や持ち出しの判断が十分に統一されていないという課題も顕在化しておりました。</p> <p>さらに、県域での校務支援システムの導入により、今後は広い範囲で同一の仕組みを使うこととなるため、町としても統一したルールを整備する必要性が高まったものでございます。加えて、全国的にも情報漏えい事案やサイバー攻撃のリスクが高まっており、教育委員会として、より実効性の高い対策を講じることが求められております。</p> <p>こうした背景を踏まえ、県の示す標準的な考え方を取り入れながら、現在の環境に適した内容へとポリシーを全面的に見直すこととしたものでございます。</p> <p>以下、見直しの主なポイントについて申し上げます。</p> <p>一点目は、ルールの体系化でございます。</p>
-------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、対策基準、実施手順の三層構造とし、役割を明確にいたしました。 <p>二点目は、情報資産管理の徹底でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の重要度に応じた取扱いを明確にし、持ち出しや保存のルールを統一いたしました。 <p>三点目は、クラウドを前提とした運用への転換でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データを安全な場所で管理することで、情報漏えいリスクの低減と業務効率化を図ります。 <p>今後は、各学校への周知と研修を進め、令和8年4月からの運用開始を予定しております。</p> <p>説明は以上となりますので、ご確認をよろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議長(小林教育長)	ご質問ありますでしょうか。
岡田委員	別冊の邑楽町教育情報セキュリティーポリシーを各学校に配って、説明を行うということですか。
学校教育課長(川島)	そうですね。各学校ごとにマニュアルを作成して、今後、説明した周知と研修をしていきながら、4月からの運用を始めていく形になります。
議長(小林教育長)	校務支援システムが変わる機会に他のところも同じようにセキュリティーポリシーの見直しを進めていますか。
学校教育課長(川島)	そうですね。今回邑楽町と同じように共同調達したところはセキュリティーポリシーの改訂をしているものと思います。
議長(小林教育長)	この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。
	〔異議なし〕
	<p>異議ないようですので、本案は原案どおり決定することといたします。</p> <p>次に議案第16号 邑楽町立小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱の一部を改正する要綱について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p>

<p>学校教育課 長(川島)</p>	<p>会議要項の38ページをご覧ください。 議案第16号を読み上げさせていただきます。 邑楽町小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱の一部を改正する要綱について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和8年3月26日提出。、邑楽町教育委員会 教育長 小林淳一。 次の39ページをお願いします。前回、教育委員会にて庶務係よりお見せしました、第2期の学習用情報端末等について、来年度4月より児童・生徒への貸出を計画しております。第2期の貸出機器には、新たに、学習用情報端末用タッチペンが加わります。この学習用情報端末用タッチペンの導入にあたり、現行の貸出実施要綱の一部が改正になります。 改正内容は、貸出実施要綱、第7号別表中、学習用情報端末の項に「学習用情報端末用タッチペン」を加えるものです。41ページ半分より下の別記1の改正後(案)の下線部のところになります。学習用情報端末用タッチペンを追加しています。また42ページの、左側の改正後(案)の別記様式第1号を修正しております。真ん中にある、学習用情報端末等を加えてございます。またその下の同意事項の右側の現行と比較していただき、各カッコの出だしの情報端末等という文言は、学習用情報端末等に改正してございます。見比べながらご確認いただければと思います。 施行日は令和8年4月1日からになります。説明は以上となりますが、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>ご質問ありますでしょうか。 学習用情報端末用タッチペンが加わるということですね。</p>
<p>学校教育課 長(川島)</p>	<p>はい</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
<p>学校教育課 長(川島)</p>	<p>次に6のその他(4)令和8年4月行事予定について、川島学校教育課長・藤田生涯学習課長より説明をお願いします。</p> <p>会議要項の58ページをご覧ください。 学校教育課、小中学校の主な行事を申し上げます。</p>

	<p>年度初めの1日(水)は、町・教育委員会・教育研修員・教職員・新採用の辞令交付がございます。6日(月)保育園とこども園の入園式、7日(火)小中学校の入学式、9日(木)幼稚園の入園式が予定されております。</p> <p>また定例の部会や管内校長会、課長会議、園長会議がありまして、その他、20日(月)は、全国学力・学習状況調査が実施されます。</p> <p>学校教育課は以上でございます。</p>
<p>生涯学習課長(藤田)</p>	<p>生涯学習課になります。59、60ページになります。まず左側の生涯学習係・文化財係になります。4月1日(水)に町誌の刊行委員会を課長会議終了後に行います。それから3日(金)は町誌編さん委員会と専門委員会を行います。中央公民館になります。各館共に4月総会シーズンになりますが、4日(土)は上州邑楽七福神めぐりがあり、11日(土)は公利連の総会と育成会の総会、18日(土)は文化協会の総会、25日(土)に婦人会と邑楽町レクリエーション・リーダーズクラブの総会を予定しています。それから長柄公民館では、11日(土)に公利連の総会を予定しています。高島公民館です。公利連総会は25日(土)を予定しています。続いて図書館は、11日(土)の紙芝居はNPO法人さくら社が行い、町内の方が主導で、ボランティアとして紙芝居を行っています。まだ小さい取組ですが、今後は重要になると思います。25日(土)に鶉古城まつりに合わせまして、鶉古城打ちの刀剣展の展示を行います。体育館では26日(日)に毎年恒例のおはようウォークを予定しています。生涯学習課は以上になります。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しましては、このとおりにご承知いただければと思います。次の(6)次回教育委員会の日程についてですが、事前に調整させていただきまして、4月27日(月)午前9時30分からとさせていただきます。こちらの日程でご異議ございませんでしょうか。</p> <p>[賛同の声]</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>では次回の会議は、4月27日(月)午前9時30分から行うことに決定いたします。つづいて、(7)その他について、皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>2点報告いたします。</p>

<p>長(川島)</p>	<p>1点目、板倉町より、教育委員の異動について通知がございましたので報告いたします。虎口沙織委員の任期が、令和8年3月7日で任期満了となり、翌3月8日で再任となっておりますので、ご報告をいたします。</p> <p>2点目、3月議会定例会での学校教育に関する一般質問についてです。新村議員からは未成年者預かり施設の安全対策について、神山議員からは学用品を支援する事業の構築について、小中学校の読書に関する取り組みや図書室の利用状況について、松村議員からは学校におけるカスタマーハラスメントの現状と対応について、蟹和議員からは学校統廃合に向けた現時点での取り組みについて、三ツ村議員からは小中学校におけるICT教育の現状と課題について、山本議員からは学校における手話教育について、質問がございました。そのうち、ICT教育の現状と課題につきましては、事前に三ツ村議員の方も3月議会前に総務教育常任委員会の委員たちと実際にタブレット端末を使った小中学校の授業を見学しており、生徒たちがいとも簡単にタイピングを行いながら、各種のツールを使いこなして意見交換を進めている光景に大変驚いたと言っていました。</p> <p>特に現状の生徒の情報セキュリティーについては、児童生徒や教職員のセキュリティー意識の向上を図り、安全で適切なICT活用が推進されるよう継続的な指導と研修の充実に努めていくことやICT教育の質を高めるため、重点的に取り組もうとしている施策や重視することとして、教師のICT活用指導力のさらなる向上と児童生徒への情報モラル教育の充実であるとお答えしました。また町長からも、先日行われた「まちづくり夢フォーラム」における生徒の発表の様子からも、端末を活用して自らの考えをまとめ、表現し発信する力が着実に育成されていると認識していると述べられており、今後も教育委員会と連携し、ICTを効果的に活用した教育環境の充実に図り、児童生徒が主体的に学び、自らの考えを表現し発信できる力を育成する取り組みを継続的に支援していくとの回答もしてございます。</p> <p>報告につきましては以上でございます。</p>
<p>議長(小林教育長)</p>	<p>ほかになれば、非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>それでは、議案第17号 令和7年度末事務局等職員人事について、を議題とします。</p> <p>〔以下非公開〕</p> <p>次に6その他(1)町誌編さん委員会・町誌編さん専門委員会・町誌刊行委</p>

員会の委員構成について、を議題とします。

〔以下非公開〕

次に(2)令和7年度末教職員、事務局等職員人事について、を議題とします。

〔以下非公開〕

次に(3)令和7年度高校受験結果について、を議題とします。

〔以下非公開〕

次に(5)長期欠席者等の状況について、を議題とします。

〔以下非公開〕

それでは、以上で3月の教育委員会会議を閉会します。
ありがとうございました。